

【払戻金制度について】

当社が紹介した求職者が、専ら、求職者の責めに帰すべき事由により退職にいったった場合、求人者が当社に対して退職後 14 日以内に求人者による退職の写しを送付し返金を請求した場合、当社は求人者に対して以下に定める対価を返金する。この場合、求人者の依頼があれば、当社は引き続き誠意をもって別の人材の紹介を行う。

① 1 か月未満で退職した場合

求人者が当社に支払った人材紹介料の 80%に相当する額

② 3 か月未満で退職した場合

求人者が当社に支払った人材紹介料の 50%に相当する額

③ 3 か月超 6 か月以内に退職した場合

求人者が当社に支払った人材紹介料の 15%に相当する額

事業者の名称 株式会社 T-LAC

事業所の所在地 大阪府高槻市東和町 19-11